

## 地域猫（動物）の適正な管理・飼育を可能とする法制度の改定等を求める意見書

動物愛護法第37条には、「犬、または猫の所有者が、みだりに繁殖して、適正な飼育を与えることが困難となるような恐れがあると認められる場合、その生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」とある。然るに、近年、法令を遵守しない一部飼い主による、飼育動物を不特定な場所に放置あるいは逃がすなどの行為により、生態系の乱れや地域環境の悪化が問題視されている。特に、猫については地域猫として飼育しようとする者と、猫アレルギー、鳴き声被害、子どもへの危害、砂場・花壇・商品等への糞尿被害などの環境衛生の悪化や経済活動への影響を訴える者との間でトラブルが多数報告されており、住民間での訴訟事件にまで至ったケースも見受けられる。

現在、国では動物愛護管理に関して総額3億5千万円を新たな飼い主へのワクチン代等として地方交付税措置し、また、自治体の中には独自で避妊・去勢手術等への補助金を創設するなど対応しているが、未だに抜本的な解決に至っていない。

この問題は、飼育しようとする者に主たる要因があることは言うまでもないが、国においても、現在の動物愛護法が実情にそぐわなくなっていて久しいにも拘らず、未だに法改正が不備なために事態の悪化を招いたといえよう。いずれにおいても、このままの状況を放置することは、協働のまちづくりの実現に向け、地域のつながりを一層強固なものに構築しようとしているわが町にとって、大きな障害となりえるものである。

よって、国は生態系の保持と動物による環境悪化の抑制、並びに地域猫（動物）を巡って住民の円滑な人間関係に支障を来させぬようにするための施策を講じるべきである。よって、瑞穂町議会として、以下について条件が整い次第、速やかに実施することを求めるものである。

- 1 地域猫（動物）の法令上の定義付け並びに明文化
- 2 動物愛護法と動物管理法の分離と改正
- 3 地域猫（動物）の管理、指導を行える人材を育成するための機構・機関の設置
- 4 国の定める地域猫（動物）飼育認定指導者制度の創設

- 5 地域猫（動物）の適正管理基準を定めたマニュアルの作成と公共機関、関係機関へ送付。
- 6 地域猫（動物）の避妊・去勢手術費用の基本的諸費用にかかる料金設定の策定
- 7 地域猫（動物）の適正管理・飼育をしようとする民間団体の支援育成

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

環 境 大 臣 宛